

秋川霊園 gran
樹木葬 style 永代供養付個別墓
使用規程

（使用目的）

第1条 宗教法人寶光寺秋川霊園（以下当霊園という）樹木葬 style 永代供養付個別墓（以下、本墓という）は、焼骨の納骨を目的とし、納骨後は永代供養されます。

（管理）

第2条 本墓の環境整備等管理については、当霊園が責任を持って行います。

（使用資格）

第3条 本墓は、国籍・宗旨宗派を問わず、どなたでも使用することができます。

（申込）

第4条 申込を希望する場合（以下申込者という）は所定の申込書に記入し、本人確認書類を添え、納骨費用を納入して下さい。後見人（連絡先）が決まっている場合には当霊園まで届け出て下さい。

第5条 申込者には使用許可書を発行いたします。

第6条 申込者または後見人（連絡先）の氏名・住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく当霊園に届け出て下さい。

第7条 本墓の使用権は、他のものに売買、譲渡、または貸与できません。

（納骨費用）

第8条 申込者は納骨費用を納めてください。納骨費用にはご契約いただいた最後の方がご納骨されてから80年間の本墓墓地使用料、80年後以降の合葬墓使用料、永代供養料の他、墓標、彫刻、納骨作業、事務手続、納骨袋、が含まれます。以後、追加費用は発生いたしません。

第9条 個人で法要を希望する場合、別途費用で行うことができます。

(納骨者の追加)

第10条 契約後の納骨者の追加は、一区画の納骨定数まで可能です。その場合、一人当たり150,000円の追加納骨費用を納めてください。

(納骨費用の返金)

第11条 納めた納骨経費他諸経費は一切返金できません。

(申込の取消・変更)

第12条 本墓申込後の取消、区画の変更はできません。

(納骨)

第13条 A区・B区・C区・D区・E区・G区・H区・I区・J区・K区をお申込の場合は納骨時、骨壺でご納骨いたします。F区・L区をお申込の場合は納骨時、専用の納骨袋でご納骨いたします。

第14条 ご契約いただいた最後の方がご納骨されてから80年間は申込区画に納骨され、その後は合葬墓へ納骨いたします。
その際、申込者、連絡先へ通知することなく当霊園の都合において行います。

第15条 本墓納骨後、合葬墓納骨後いずれの場合にも改葬することはできません。

第16条 納骨する遺骨は火葬したものに限りします。

第17条 いずれの区画も、お一人様、ご家族、ご兄弟、お友達、パートナー同士で納骨することができます。

第18条 申込者、納骨者と親子関係にある胎児の遺骨に限り、前項の人数に関わらず納骨できます。

第19条 納骨の日時は打合せの上決定し、納骨作業は当霊園担当者が行います。

第20条 申込者自身の納骨は、申込者に遺骨の保管、納骨を依頼された親族等関係者若しくは指定代理人と打合せ決定して下さい。

第21条 納骨については定休日、春・秋彼岸期間、7・8月お盆期間、年末年始等当霊園休業日には行うことができません。

(ペットの遺骨)

第22条 ペットとは使用者と生活を共にしてきた愛玩動物のことを言い、家畜や他者の飼うペットは含みません。

第23条 ペットも一緒にご納骨できる区画は骨壺でご納骨できる区画がB区・D区・J区、専用の納骨袋でご納骨できる区画がF区の56番～107番・L区の1番～73番です。
ペットも一名として契約となります。

第24条 ペットの遺骨のみを納めることを目的とするお申込みはできません。

第25条 ペットの遺骨は火葬したものに限ります。

(墓地の利用)

第26条 お焼香、お供物、供花は所定の献花台に限り行うことができます。

第27条 本墓内の植樹、草花の植え付け、種まきは出来ません。

第28条 食品、飲料等のお供物はお持ち帰りください。

第29条 墓標は指定されたもの以外設置できません。

(供養)

第30条 本墓へ納骨されたご遺骨は、当霊園が責任を持ち、永代供養致します。

第31条 当霊園僧侶による納骨者への法要については、当霊園の一般の例によります。

第32条 当霊園僧侶による法要については、定休日、春・秋彼岸期間、7・8月お盆期間、年末年始等当霊園休業日には行うことができません。

第33条 申込者の縁者による故人への法要はこれを妨げません。ただし、納骨の場合は当霊園へ日時の予約をして下さい。

(契約の解除)

第34条 申込者が次の各号に該当した場合は、使用権を取り消すことができる。

①本規程に違反した場合

②迷惑行為を行った場合

使用権を取り消された場合は、遺骨の処分及び墓標の処分について全て当霊園にて行います。

(免責事項)

第35条 当霊園は、天変地異その他管理者の責任に帰すべき事由によらない損壊、または不法侵入者による人災、野生動物による獣害があった場合については、一切その責任を負わないものとします。ただし、当霊園において直ちに原状回復いたします。

第36条 本規程は当霊園と使用者の間における墓地利用について定めるものであり、当霊園の関与しない祭祀に関する権利の継承などの民事上の問題においては、使用者が自ら解決を図るものとします。

(その他)

第37条 当園発行の領収書は再発行できません。

領収書の紛失等により支払の証を必要とする場合、支払いをした本人は、当園所定の手続きに基づき、「支払証明書」（別途発行手数料がかかります）の発行を求めることができます。

但し、申請時より7年以内のものに限ります。

第38条 この事項に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度当霊園が定めます。

第 39 条 法令が改正された場合、及び当霊園が適当と認めたときはこの規程を改訂することがあります。

この規程は令和 6 年 7 月 1 日より適用する。

附則

令和 7 年 9 月 1 日 改訂